参考様式第５－１号

南 産 発 第 ２ - ２ ８ 号
令 和 7 年 2 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

南部町長 佐野和広

市町村名 （市町村コード）	南部町 （19366）
地域名 （地域内農業集落名）	本郷 （峰）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 20日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

対象農用地は1.41haであり、主に水稲生産を行っている。協定参加者8名中６５歳以上が5名、平均年齢は68歳と他の協定よりも比較的に高齢化は抑えられている。しかし、後継となる者が町外に出ていることも多く、将来的には担い手不足による農用地の荒廃が懸念される。

（2） 地域における農業の将来の在り方

水稲耕作を基本とし、継続的に耕作・管理を実施。高齢等により管理ができない農地については、集落協定全体で管理・保全を行っていく。
EX）〇水路・農道等の管理 〇景観維持

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.41 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.41 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地およびその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
協定参加者の意向を踏まえ、集落協定で管理の困難な農用地あっては、中間管理機構に貸し付けて集積・集約化を進めていく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地の集積・集約化に、農地中間管理機構の活用を検討していく。
（3）基盤整備事業への取組方針
農用地の維持管理に係る農道等の修繕等を取り組んでいく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の特性を生かした農業生産を目指す者や移住定住など多様な経営体の確保を進めていく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行っている業者の確保が困難。町外・県外の支援サービス業者の確保を視野に取り組んでいく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】